



アニコム損保のペット保険

どうぶつ健保

ふぁみりい

ご契約の案内

契約の申込手続きの前に、必ず P7~P10の重要事項説明書をお読みいただき、内容をご確認の上お申込みください。

ご提出いただく書類

申込書

告知書

どうぶつのお写真(「どうぶつ健康保険証」作成用)
郵送にてご提出の方は、お写真貼付シートに貼付の上お送りください。

詳しくは、P3「お申込手続きについて」をご覧ください。

(この冊子は、郵送でお手続きいただく際のご案内となっております。インターネットでのお手続きは、代理店またはアニコム損保のホームページ「オンライン加入」画面でご確認ください。)



ペット保険
「どうぶつ健保ふぁみりい」契約のお申込みにあたって… ①

お申込手続きについて…………… ③

申込書ご記入例…………… ⑤

重要事項説明書 契約概要のご説明…………… ⑦

重要事項説明書 注意喚起情報のご説明…………… ⑨

ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」契約のお申込みにあたって

契約条件について

1 お申込みいただけるどうぶつ*

*どうぶつとは、約款上の「家庭どうぶつ」のことを指し、以下同様とします。
犬・猫・鳥・うさぎ・フェレットの5種類です。

※家庭で飼養されている愛がん動物または伴侶動物、身体障害者補助犬法に定める盲導犬、介助犬および聴導犬が対象となります。
※事業用(繁殖用・興行用・闘争用・狩猟用等)の動物はご契約の対象となりません。

10歳11ヶ月まで



7歳11ヶ月まで



2 新規ご契約の対象年齢 (保険契約の始期日時点での満年齢)

犬猫は10歳11ヶ月、鳥・うさぎ・フェレットは7歳11ヶ月までです。

終身ご継続いただけます。

3 その他の条件

原則として、健康体であることが条件です。

ただし、治療中のケガ・病気等がある場合でも、「そのケガ・病気は保険金のお支払いの対象外」とする条件(特定傷病除外特約)をつけてお引受ができる場合もあります。

なお、以下の病気に罹患している、または罹患している疑いがある場合には、契約のお引受自体ができかねますのであらかじめご了承ください。また、以下の病気以外でもケガ・病気等の履歴によりお引受ができない場合もあります。(審査結果の内容について開示することはありません。)

- ① 悪性腫瘍 ② 慢性腎不全 ③ 糖尿病 ④ 肝硬変(肝繊維症) ⑤ 副腎皮質機能低下症(アジソン病) ⑥ 副腎皮質機能亢進症(クッシング症候群)
- ⑦ 甲状腺疾患 ⑧ 免疫介在性血小板減少症 ⑨ 免疫介在性溶血性貧血 ⑩ 巨大結腸症 ⑪ 巨大食道症(食道拡張症) ⑫ 脾外分泌不全
- ⑬ 猫伝染性腹膜炎 ⑭ 猫白血病ウイルス感染症

※詳しくは、別紙の告知書をご覧ください。

保険料について

1 保険料の払込方法

月払もしくは年払をご選択ください。基本保険料はどうぶつの種類・品種・年齢および支払割合により異なります。詳しくは、同封のペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」パンフレットP5の基本保険料表をご覧ください。

2 保険料の支払方法

クレジットカードか口座振替でのお支払いとなります。(現金はお取り扱いしておりません。)



次年度以降のご継続時に保険料の支払方法を変更できますが、ご変更のお申し出がない場合は次年度以降も同一の支払方法となります。

※クレジットカードをご選択される場合は、申込書裏面のクレジットカードご利用時のご注意点を必ずご一読の上お申込みください。P5の申込書ご記入例もあわせてご覧ください。

3 ペット賠償責任特約・各種割引(マイクロチップ割引/多頭割引/継続割引)

詳しくは、同封のペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」パンフレットP7をご覧ください。

保険金請求方法について

保険金のご請求方法は、「どうぶつ健保」対応病院と未対応病院では異なります。

「どうぶつ健保」対応病院の場合

「どうぶつ健康保険証」を窓口にご提示するだけで保険金の請求が完了するため、とても便利にご利用いただけます。



●支払割合にかかわらず、対応病院の窓口で精算できない場合がありますので、詳しくはP2のQ&A「保険金請求について」をご覧ください。

●ふぁみりい90%プラン・70%プランの場合
対応病院であっても、窓口での精算が50%となる場合があります。その際は、ご契約の支払割合と50%との差額の保険金を、後日アニコム損保より直接お客様にお支払いします。

最新情報はWebで!

アニコム損保対応病院

検索

携帯サイトは

こちらから



ご契約後にお届けする「どうぶつ健康保険証」のイメージです。



「どうぶつ健保」未対応病院の場合

窓口で総診療費等の全額を、一旦お支払いください。その後、お客様ご自身で保険金請求書・診療明細書等をアニコム損保までお送りください。書類の内容を確認させていただき、後日アニコム損保より直接お客様に保険金をお支払いします。

詳しくは、ご契約後にお届けする「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。

Q&A

商品内容全般について

Q1 補償はいつから始まるの?

A ケガは、保険契約の始期日以降、保険の対象となります。病気の場合は、始期日より31日目以降に発症し、通院・入院・手術をした病気を保険の対象とします。

Q2 どうぶつの正確な生年月日がわからない場合でも契約できるの?

A どうぶつの生年月日は、血統書・ワクチン証明書あるいは診察券などでご確認ください。これらの書類をお持ちでない場合や記載のない場合は、かかりつけまたはお近くの動物病院で推定年齢を確認の上、ご記入ください。
※後日、アニコム損保より血統書等の確認書類のご提出をお願いする場合や、動物病院に対しどうぶつの推定年齢を確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q3 郵送で申込む場合とオンライン加入では何が違うの?

A インターネットでお手続きをする場合は、保険契約の始期日が早いことが特徴です。ただし、オンライン加入ができる条件や保険料のお支払方法など、郵送でのお申込みと異なる点があります。なお、オンライン加入の際、3つのお申込条件(告知)の内1つでも該当しない条件がある場合は、オンライン加入前審査をお受けいただきます。
※詳しくは、代理店またはアニコム損保のホームページ「オンライン加入」画面でご確認ください。

Q4 契約した後に途中で支払割合を変更できるの?

A 申し訳ございませんが、保険期間の途中では支払割合の変更ができません。継続のご案内の際にお申し出ください。

Q5 継続の手続きは毎回必要なの?

A 「どうぶつ健保ふぁみりい」には継続契約特約を適用してお引受させていただいておりますので、お申し出がない限り満期後は自動継続となります。
※詳しくは、P10の「注意喚起情報のご説明~その他ご注意事項~自動継続について」をご覧ください。

Q6 契約すると、どんなサービスがあるの?

A **しつけ健康相談** 獣医師やアニコムカウンセラーが、どうぶつに関する子育て相談や健康相談を電話やWebでお受けします。(平日・予約制)

迷子捜索サポート 大切なお子様が迷子になったときは、捜索のためのご相談等をお受けします。(平日・土曜)

ご契約者専用ページ ご契約後は、いつでもご契約内容の確認・変更ができます。Web保険証券・保険金等受取実績の閲覧や、どうぶつの写真の登録・変更、各種書類のダウンロードサービス等もご用意しています。携帯サイトからもご利用いただけます。

※詳しくは、アニコム損保のホームページまたはご契約後にお届けする「ご契約のしおり」をご覧ください。

保険金請求について

Q7 対応病院に「どうぶつ健康保険証」を提示すれば窓口で精算できるの?

A 原則、窓口で精算できます。ただし、以下の場合にはお客様から直接アニコム損保に保険金をご請求いただくこととなります。その際には、診療費の全額を一旦お支払いいただいた上で、ご請求書類をアニコム損保までお送りください。(直接請求)

- ① 初年度契約の始期日からその日を含めて30日間(待機期間)にケガで診療を受けたとき
- ② 同日に複数回通院した場合の2回目以降の診療を受けたとき
- ③ 入院の場合で、入院期間が現在の契約と次年度の契約の保険期間をまたがっているとき
- ④ アニコム損保にて保険料の入金が確認できていないとき
- ⑤ 適切にワクチン等の予防措置をしていたにもかかわらず、予防措置の有効期間内で予防できる感染症の診療を受けたとき、あるいは獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかったと認められたとき(書類の提出が必要となります。)

など

アニコム損保に直接請求をする場合の必要書類

- ① 保険金請求書
- ② 診療明細書または領収書
- ③ 手術用診断書 (未対応病院で手術を受ける場合)

30日以内に受けた通院・入院なら、「保険金請求書」はまとめて1枚でOK!

※詳しくは、ご契約後にお届けする「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。

Q8 3つのプランのうち、どのプランを契約したとしても、「どうぶつ健保」対応病院の窓口での精算はできるの?

A はい、できます。ただし、対応病院であっても窓口での精算が50%となる場合がありますので、その際はご契約の支払割合と50%との差額の保険金を、後日アニコム損保より直接お客様にお支払いします。
※詳しくは、ご契約後にお届けする「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。



STEP 1 申込書／告知書

1 申込書

P5の「申込書ご記入例」を参考に、ご記入・フルネームサインまたは捺印をお願いします。
 どうぶつの種類、品種、体重(混血犬(ミックス犬)の場合)と、保険契約の始期日時点での満年齢を正確にご記入願います。

2 告知書

ご契約のどうぶつについて、以下の項目の事実を正確に記入してください。

- ① 過去のケガ・病気等の履歴および現在の健康状態
- ② 他のペット保険契約等の有無 など

原則として、健康体であることが条件ですが、告知内容によっては特定傷病除外特約がつく場合もあります。

P1 アニコム損保提出用 をご提出ください。 **P2 お客様控** は大切に保管してください。

STEP 2 どうぶつのお写真(「どうぶつ健康保険証」作成用)

お手続きは3つの方法からお選びください。

- ① **アニコム損保のホームページから**
<http://www.anicom-sompo.co.jp/>
 公式 アニコム損保 で 検索
 「どうぶつ健康保険証」用写真のご登録 をクリック
- ② **携帯サイトから**
<http://m.anicom-s.jp/>



ご注意
 申込書を送付される前に、お手続きをお願いします。
 お手続き後、「写真受付番号」をお知らせしますので、必ず申込書にご記入ください。

- ③ **郵送で** → **お写真貼付シート提出**
 お写真貼付用スペースの大きさが合わない場合は、写真の裏面に契約者名、どうぶつ名、電話番号を記入の上同封してください。
 ※いただいたお写真はご返却いたしませんのでご了承ください。

STEP 3 書類を送付／お申込手続き完了

書類がそろいましたら同封の返信用封筒にて、お送りください。

※保険申込みに必要な書類・お写真等すべてをアニコム損保で確認した時点で、お手続き完了となります。
 ご提出いただく書類・お写真等にもれがないようにご確認をお願いします。ご提出いただく書類の記入欄が空白であったり記載事項が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除することがありますので十分にご注意願います。



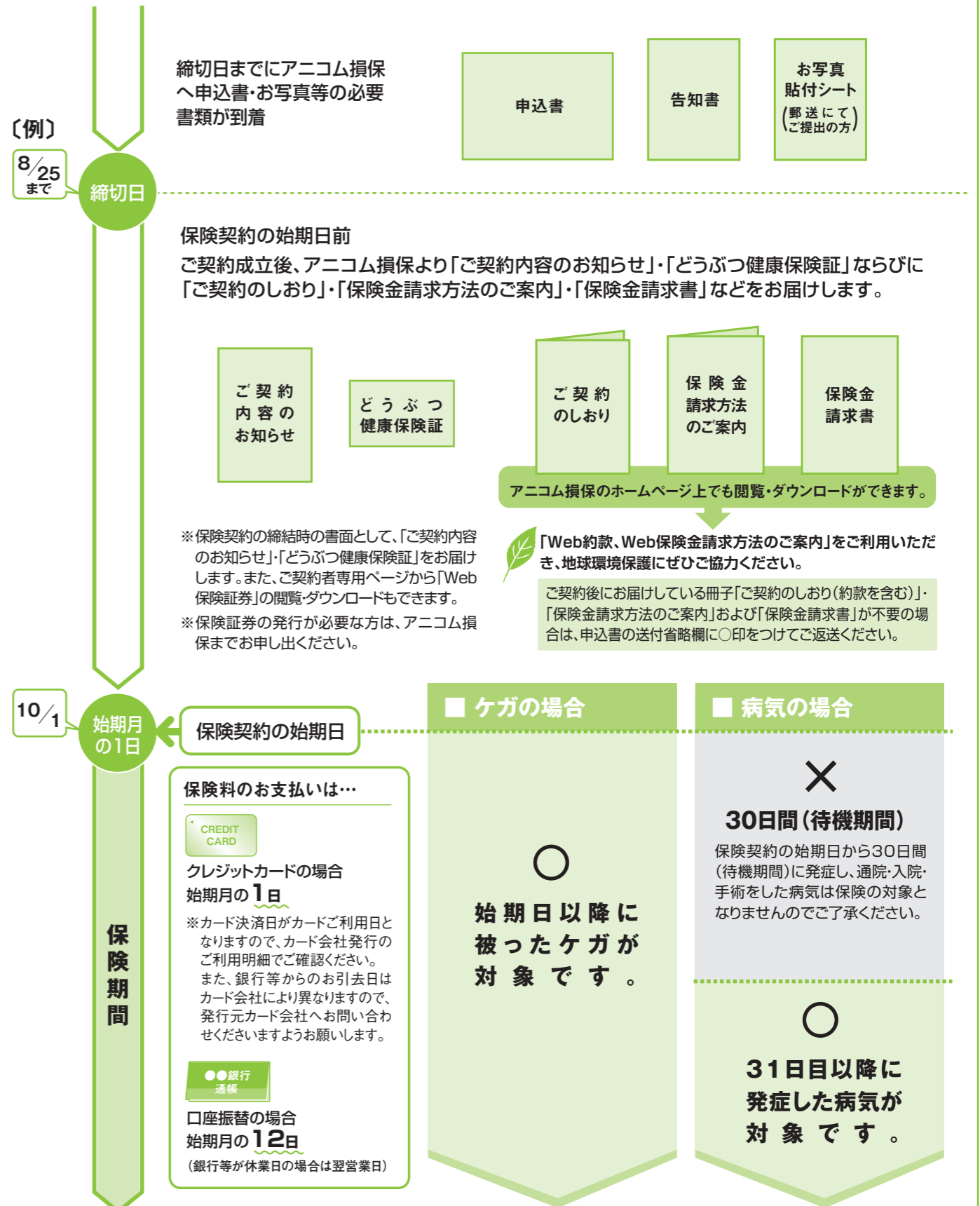
ご契約成立後、「ご契約内容のお知らせ」・「どうぶつ健康保険証」等をお届けします。

P4の「保険契約の始期日までおよびそれ以降のスケジュール」をご覧ください。

ご契約後にお届けする「どうぶつ健康保険証」のイメージです。

保険契約の始期日までおよびそれ以降のスケジュール

アニコム損保への申込書・お写真等の締切日は、
 毎月25日必着、翌々月1日が保険契約の始期日となります。





毎月25日までにアニコム損保へ申込書が届いた場合、翌々月1日が保険契約の始期日となります。

ご契約成立後、「ご契約内容のお知らせ」・「どうぶつ健康保険証」をお送りさせていただきますので、ご契約内容を必ずご確認ください。

※記入間違いを訂正される際は、訂正箇所には二重線を引き必ず訂正印を捺印の上、ご記入ください。

〔例〕 ~~1234~~ 4567

必ずご記入願います。

「契約についてのご意向確認」を実施しております。
パンフレット、重要事項説明書等で内容をご確認くださいようお願いいたします。

「Web約款、Web保険金請求方法のご案内」をご利用いただき、地球環境保護にぜひご協力ください。
○印をつけていただいた場合はご契約後にお届けしている冊子「ご契約のしおり」・「保険金請求方法のご案内」および「保険金請求書」の送付を省略させていただきます。
※「ご契約内容のお知らせ」・「どうぶつ健康保険証」はお送りします。

「Eメールアドレスをぜひご登録ください。」

「保険金請求受付メール」・「保険金支払い手続き完了メール」等のご案内をさせていただきます。

P3のSTEP2をご覧の上、どうぶつのお写真提出方法をお選びください。

どうぶつについてのご注意

品種について犬は同封のパンフレットを、猫・鳥・うさぎは本紙の裏表紙をご覧ください。（フェレットの場合は不要です。）

告知事項について

マークは告知事項となります。
混血犬（ミックス犬）は、現在の体重を必ずお選びください。
告知事項が事実と異なっている等の場合には、保険金が支払われなかったり、契約が解除されることがありますので正確に事実をご記入ください。

どうぶつの正確な生年月日がわからない場合

どうぶつの生年月日は、血統書・ワクチン証明書あるいは診察券などでご確認ください。
これらの書類をお持ちでない場合や記載のない場合は、かかりつけまたはお近くの動物病院で推定年齢を確認の上、ご記入ください。
※後日、アニコム損保より血統書等の確認書類のご提出をお願いする場合があります。動物病院に対しどうぶつの推定年齢を確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」契約申込書 一般契約用（通信販売）

お申込みの際は、必ず重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）をよくお読みください。
記載事項が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除することがあります。
白書きの項目はすべてご記入願います。
○印の枠内は訂正印が必要な箇所です。訂正箇所がありましたら二重線を引いて、必ず訂正印を捺印の上訂正願います。
特約については裏面に記載しておりますので、お申込みの際は必ずご確認ください。
アニコム損害保険株式会社 御中
私は「ペット保険」重要事項説明書を受領するとともに「ペット保険普通保険約款」の特約が適用されることおよび申込書記載事項を承認し、本申込書に記載した事項が事実と相違ないことを確認の上、貴社のペット保険契約を申込みます。また、保険契約の締結時書面として、「ご契約内容のお知らせ」・「どうぶつ健康保険証」の交付を申し出ます。貴社の提携病院等が保険金支払いの起算日については、「被保険者または提携病院等が保険金請求書類のうち貴社が求めるもの提出完了した日を起算日」とすることに同意します。なお、貴社の個人情報の取扱いに同意し、契約したどうぶつを診察した病院・獣医師が、貴社の請求に対してどうぶつに関する病状・ケガの診療記録を開示することに同意します。
※どうぶつは、約款上の「家畜」であることを指し、以下同様とします。

申込日（告知日） 西暦 20 10 年 10 月 1 日 保険期間（1年間） 毎月25日までに申込書がアニコム損保に到着した場合、翌々月1日0時を始期とし、始期の属する日の1年後の、当日前日24時を満期とします。

1 契約についてのご意向確認 「はい」が1つでもある場合は、お申込みはできませんのでパンフレット、重要事項説明書等をご確認くださいようお願いいたします。
「ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」の補償内容（支払割合・支払限度額・手術の回数および保険金をお支払いできない主な場合等）をご確認いたしましたか？」 はい いいえ
「ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」の初年度契約については、保険契約の始期日から30日間（待機期間）に発症し、通院・入院・手術をした病気については補償されないことをご確認いたしましたか？」 はい いいえ
「保険料の「お支払方法・支払方法・スケジュール」をご確認いたしましたか？」 はい いいえ
「ご契約後、住所等に変更が生じた場合は、通知いただく必要があることをご確認いたしましたか？」 はい いいえ
「Web約款、Web保険金請求方法のご案内」をご利用いただき、地球環境保護にぜひご協力ください。
「ご契約内容のお知らせ」・「どうぶつ健康保険証」をお送りします。

2 お申込人（ご契約者）等の情報についてご記入ください。
フリガナ 安心 優子 生年月日 西暦 1980 年 1 月 ××日
フリガナ トクヨウトシヨクシモオチパイ×××× 性別 男性 女性
フリガナ 161-0033 東京都 新宿区 下谷合×××× *マンション・アパート等は建物の名称もご記入ください。
自宅 03 (1234) ×××× PC anshin@ooo.ne.jp
携帯 090 1234 ×××× Eメール アドレス yuko@ooo.ne.jp

3 どうぶつについて マークは告知事項となります。
フリガナ ちゃん マイクロチップを装着 マイクロチップ番号（左つめてご記入ください）
どうぶつ名 ちやぞ 通用されます。 111122223333444555
どうぶつ健康保険証の作成にはどうぶつのお写真が必要です。お写真提出方法に印刷してください。
種別 犬 猫 鳥 うさぎ フェレット 性別 男の子 女の子 不明
品種 ゴールデン・レトリバー アニコム損保のホームページ（http://www.anicom-sompo.co.jp/）または携帯サイト（http://manicom.s.jp/）で受付しております。申込要領頁にお手紙を添付し、必ず届くまでご記入ください。
体 重 ① 10kg未満 ② 10kg以上20kg未満 ③ 20kg以上30kg未満
④ 30kg以上45kg未満 ⑤ 45kg以上
年齢 西暦 2003 年 9 月 10 日 保険契約の始期日時点での満年齢 年齢をご確認いただいた動物病院についてご記入ください。
生年月日/年齢 動物病院名 ○○○○動物病院
年齢確認書類 有 無 年齢確認書類がない場合は必ずご記入ください。動物病院名
※年齢確認書類とは、血統書・ワクチン証明書などです。年齢確認書類がお手元ない場合は、動物病院にて事実を記載してご記入ください。印は同封の「契約のご案内」16ページをご覧ください。 電話番号 ××××××××××

ご契約のプランを、必ず1つだけお選びください。

4 保険料について パンフレットをご覧ください。
1 契約プランのいずれか1つに○印をしてください。
ご契約プラン A ふぁみりい90%プラン 支払割合 90% B ふぁみりい70%プラン 支払割合 70% C ふぁみりい50%プラン 支払割合 50%
通院 入院 手術 18,000円まで/日 無制限/年 14,000円まで/日 無制限/年 10,000円まで/日 無制限/年
2 月払、年払いいずれかに○印をしてください。
月払 2回/年 140,000円まで/日 2回/年 100,000円まで/日 2回/年
3 ペット賠償責任特約を申込む場合は○印をしてください。
申込 ペット賠償責任特約 1:14:0 1:15:0:0
※ペット賠償責任のみの申込みはできません。
マイクロチップ割引（月払 50円引 年払 600円引） 多額割引（月払 50円引 年払 600円引） ※各種割引につきましては、裏面をご覧ください。

5 保険料の支払方法についてご選択ください。
1 クレジットカード払 クレジットカードをご希望のお客様へ ●クレジットカードの有効性及び有効性の確認ができません場合は補償を開始できませんのでご注意ください。
●実際のクレジットカードご利用時のご注意を必ずご確認ください。
クレジットカード 契約者またはそのご家族（配偶者）がご希望のクレジットカードをお選びください。アニコム損害保険株式会社にて、保険料を以下記載のクレジットカードで貴社へ支払いします。
クレジットカード番号 1234XXXXX1234XXXX
有効期限 03月/13年 08月/14年
2 口座振替払 口座振替をご希望のお客様へ ●金融機関コード、店コードが不明な場合はご記入不要です。
●金融機関コード、店コードが不明な場合はご記入不要です。
●クレジットコード、店コードが不明な場合はご記入不要です。
●クレジットコード、店コードが不明な場合はご記入不要です。
クレジットコード 1166 金融機関コード 34 通帳番号 1 0 口座番号 0190-5-7332

6 保険金受取口座について
必ず事前に被保険者の保険金受取口座をご記入ください。
預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（取付） 12134567 12134567
（収納企業使用欄） 顧客番号 7112861149 口座番号 03 N123456789
（金融機関使用欄） 収納企業名 三井UFJニコス株式会社（NICOS） 振替日・払込日 12月もしくは27日（休業日の場合はその翌営業日）
私は、三井UFJニコスから請求された金額を私名義の預金口座に振り込まれることにより、預金口座振替規定事項のうえに同意します。
なお、本書は三井UFJニコス以外の金融機関については使用できません。
金融機関お振替印 (お振替用) 金融機関使用欄
口座振替依頼書 料金の種類 保険料
1 印刷相違 2 特金積引相違
3 印刷不明 4 本人相違
5 口座番号相違 6 預金取引なし
7 支店相違 8 その他
【不備返送先】〒274-8790 日本郵政株式会社支店私用部30号 三井UFJニコス株式会社中央システムセンター

基本保険料は同封のパンフレットP5をご覧ください。年齢は保険契約の始期日時点での満年齢です。

各種割引制度をご用意しています。詳しくは、同封のパンフレットP7をご覧ください。

保険料の支払方法についてのご注意
保険料の支払方法を必ずご記入ください。
クレジットカード払をご希望の場合
申込書裏面のクレジットカードご利用時のご注意点をご覧ください。上で、「クレジットカード支払通知書」にご記入ください。
保険契約者が個人の場合には、ご契約者本人またはご親族*（配偶者には内縁を含みません。）名義のクレジットカードに限りご利用できます。
*ご親族とは、ご契約者の6親等以内の血族、配偶者（内縁を含みません。）および3親等以内の姻族をいいます。

口座振替払をご希望の場合
●「預金口座振替届出書」は正確にご記入・捺印ください。
●金融機関コード、店コードが不明な場合はご記入不要です。
●申込書裏面の預金口座振替規定をご覧ください。

次年度以降のご継続時に保険料の支払方法を変更できますが、その際ご変更のお申し出がない場合は次年度以降も同一の支払方法となります。

保険金受取口座について
必ず事前に被保険者の保険金受取口座をご記入ください。
アニコム損保より直接被保険者に保険金をお支払いする場合は口座となります。

特殊文字、記号等により変換不可能な場合は、止むを得ず新書体、カタカナ表記または数字とさせていただきます。ご記入例
高崎 徳 柳 瀬 頼 槇 桑 III
高崎 徳 柳 瀬 頼 槇 桑 3

契約概要のご説明

- この「契約概要のご説明」はお客様がペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」のご契約申込みに際して、商品内容をご理解いただくために必要な事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき内容をご確認の上、お申込みくださいますようお願いいたします。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはペット保険普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点や約款を参照される場合は、弊社ホームページをご覧くださいか代理店または弊社あんしんサービスセンターまでお問い合わせ願います。

1 商品の仕組み

この保険は、保険の対象となる家庭で飼養されている犬・猫・鳥・うさぎ・フェレットのどうぶつ*1が、病気・ケガ*2によって診療を受けたことにより、被保険者が負担された診療費に対して保険金をお支払いします。

*1 どうぶつとは、約款上の「家庭どうぶつ」のことを指し、以下同様とします。

*2 病気・ケガとは、約款上の「疾病または傷害」のことを指します。

2 補償内容

保険金をお支払いする場合

被保険者が負担された通院・入院および手術*の診療費が、以下の両方にあてはまる場合は、その診療費に対して保険金を支払います。

(1)ご契約のどうぶつが病気・ケガを被ったことによる診療費であること

(2)保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること

支払われる保険金の計算方法はP8「5 引受条件」をご確認ください。

*手術とは (1)診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)
(2)全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる事由によって生じた病気・ケガ等に対しては、保険金をお支払いしません。

契約者・被保険者の行為によるもの	●契約者、被保険者による故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じた病気・ケガ等
自然災害によるもの	●地震、噴火またはこれらによる津波もしくは風水害等の自然災害が原因で生じた病気・ケガ
既往症・先天性異常等	●ご契約の始期日より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常、ならびに待機期間中に発症していた病気・先天性異常等 ●始期日より後であっても、弊社が保険料を領収する前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常等 ●後日、お届けする「どうぶつ健康保険証」の特記事項欄に記載のケガおよび病気・先天性異常等
(保険制度運営上) 病気・ケガにあたらぬもの等	●交配、妊娠、出産、早産、流産、帝王切開、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および病気・ケガ等 ●安楽死、遺体処置等 ●停留拳丸、臍(サイ:へそ)ヘルニア、そけいヘルニア等 ●去勢(停留拳丸による去勢を含む)、避妊手術等 ●爪切り(狼爪(ろうそう)の除去を含む)、肛門腺しぼり、耳掃除等 ●乳歯遺残、歯石取り、うさぎの過長歯に起因するすべての処置(不正咬合を含む)等 ●断耳、断尾等 ●ワクチン等の予防措置により予防できる病気(ただし、予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除く)
予防費用	●予防目的の診療費(狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防、ノミ・マダニの寄生予防等)
検査・代替医療等	●健康診断、症状を伴わない血液検査・糞便検査等 ●中国医学(鍼灸を除く)、ホメオパシー、減感作療法等
治療費以外の費用等	●入院中の食餌に該当しない食物および療法食、獣医師が処方する薬事法上の医薬品以外のもの(健康補助食品、医薬部外品等)、シャンプー(薬用シャンプーおよび医薬品シャンプーを含む)、イヤークリナー(医薬品イヤークリナーを含む)等のお持ち帰り用品等 ●カウンセリング料、指導料等
治療付帯費用等	●時間外診療費、往診料、文書作成料等

など ※詳しくはペット保険普通保険約款・特約をご確認ください。

3 主な特約とその概要

特約名	特約の概要
[すべてのご契約に適用される特約]	
初回保険料払特約	あらかじめ保険料を口座振替等の方法により払い込む場合に適用されます。
継続契約特約	お申し出がない限り満期後は自動継続とさせていただきます。なお、継続を希望されない場合には、満期日の翌日が属する月の3ヶ月前の末日までに必ずお申し出ください。
通信販売特約	通信手段(おもに郵送・情報処理機器等)の利用により保険の内容を理解し、その利用によって保険契約を締結する場合に適用されます。
[ご契約により適用される特約]	
分割払特約	保険料を保険証券等記載の回数および金額に分割して払い込む場合に適用されます。
クレジットカード払特約	保険料の支払いがクレジットカードによる場合に適用されます。
特定傷病除外特約	保険証券等に記載の特定のケガおよび病気・先天性異常に関する診療費を、保険金の支払いの対象としない場合に適用されます。
ペット賠償責任特約	別に定める特約保険料をお支払いいただくことにより適用されます。ご契約のどうぶつが起こした噛みつき、引っかき等の加害事故によって、他人の身体や財物に損害を与え、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、1事故につき保険証券等記載の支払限度額の範囲内で補償します。 ●1事故につき、3,000円を自己負担額とします。 ●保険金をお支払いできない主な場合 ・同居の親族に対する損害賠償責任 ・どうぶつを使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 など

※詳しくは特約をご確認ください。

4 保険期間と保険責任

保険期間は1年間となり、保険責任の始期および満期につきましては、次のとおりとなります。

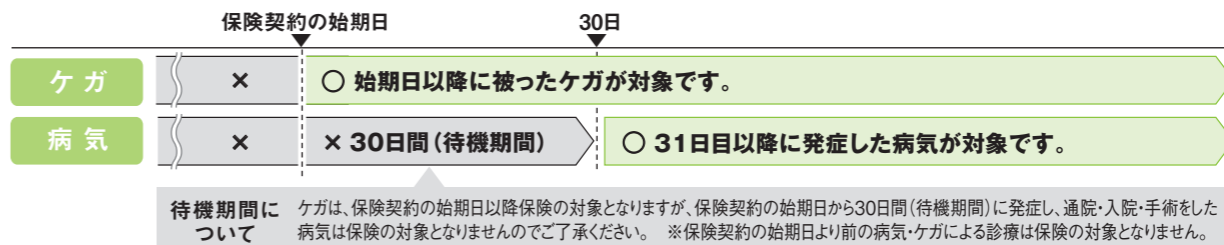
始期	毎月25日までに申込書が弊社に到着した場合は、その翌々月1日*の0時
満期	始期日の1年後の応当日前日の24時 ただし、応当日がない場合は、その月の末日の24時

*必要書類に不備がある等、弊社が契約の引受に関する審査を終了することができない場合は、契約の始期日を繰延べすることがあります。その繰延べにより保険契約の始期日におけるどうぶつの年齢が変わる場合は、その変わった年齢による保険料を適用します。その際は弊社からの通知等により、変更後の保険期間や保険料等をお知らせします。

ご契約には継続契約特約を適用してお引受けさせていただいておりますので、お申し出がない限り満期後は自動継続となります。

なお、自動継続につきましては、P10の「注意喚起情報のご説明～その他ご注意事項～自動継続について」をご覧ください。

また、初年度契約(次年度以降の継続契約を含みません。)に限り、病気が保険の対象とならない以下の待機期間があります。



5 引受条件

保険金の限度額について

ご契約のどうぶつの病気・ケガに対し、保険の対象となる診療費に支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、下表のとおり通院・入院・手術といった診療形態ごとの限度額および手術の限度回数があります。なお、支払割合の変更は、ご継続時に限り行うことができます。

支払割合	通院		入院		手術	
	90%	支払限度額	18,000円まで/1日	180,000円まで/1回	支払限度額	180,000円まで/1回
	限度日数(回数)	無制限/1年	2回/1年	支払割合	70%	
	支払限度額	14,000円まで/1日	140,000円まで/1回	支払限度額	14,000円まで/1日	
	限度日数(回数)	無制限/1年	2回/1年	支払割合	50%	
	支払限度額	10,000円まで/1日	100,000円まで/1回	支払限度額	10,000円まで/1日	
	限度日数(回数)	無制限/1年	2回/1年	限度日数(回数)	無制限/1年	

- 同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。
- 入院日数のカウント方法は、例えば2泊3日であれば入院3日となります。
- 手術は通院もしくは入院がセットとなり、それぞれ左記支払限度額が適用されます。
➡例えば、2泊3日の入院中に手術を1回した場合は、入院3日に手術1回の支払限度額を合算して適用します。
- 同一原因による2回目以降の手術は、獣医学上止むを得ない場合に限りお支払対象となります。

6 保険料に関する事項

保険料はどうぶつの種類・品種・年齢および支払割合により決定されます。また継続契約の保険料は、どうぶつの年齢の進行等により変更されますので、満期前に書面にてご案内いたします。

7 保険料の支払方法・払込方法

保険料の支払方法は、クレジットカードか口座振替でのお支払いとなります。(現金はお取扱いしていません。)

払込方法は、保険料の全額を1回で払い込む「年払」と12分割して払い込む「月払」があります。

※月払の基本保険料は、パンフレット記載の年払の基本保険料に対し、10%割増を適用し12分割したものです。(10円未満四捨五入)

8 保険料をお支払いいただくスケジュール

保険契約の始期月に保険料を引落とします。

月払は、始期月に12分割した2回分の保険料をお支払いいただき、翌月以降10ヶ月間は1回分ずつの保険料を順月でお支払いいただきます。

- 口座振替の場合……12日(銀行等が休業日の場合は翌営業日)が振替日となります。
- クレジットカードの場合……1日のご利用日となります。(カードの種類により前後する場合があります。)

(例) 10月1日が始期日の場合	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年払	1/1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
月払	2/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	—

ご注意 万が一、スケジュールどおり保険料をお支払いいただけない場合は、保険料のお支払い前にどうぶつが被った病気・ケガによる診療費に対し、保険金をお支払いできない場合もありますのでご注意ください。

9 満期返れい金・契約者配当金に関する事項

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

10 解約に伴う返還保険料

ご契約を解約される場合は直接弊社までお申し出ください。なお、返還保険料はP9の「注意喚起情報のご説明 7 解約と返還保険料」をご覧ください。弊社までお問い合わせください。

弊社へのご意見・苦情等のお問い合わせは	お客様相談センター	0800-111-1091	受付時間:平日 9:30~17:30 / 土日・祝日 9:30~15:30 携帯電話・PHSからはこちらへ 03-6810-2315
※ご利用のIP電話のご契約状況により、上記「0800」の番号にはつながらない場合があります。※サービス向上のため、通話内容を録音させていただく場合があります。			
http://www.anicom-sompo.co.jp/			
■ 指定紛争解決機関	弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。	(社)日本損害保険協会 0570-022808 (ナビダイヤル) 受付時間:平日 9:15~17:00	
詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)			

注意喚起情報のご説明

- この「注意喚起情報のご説明」はお客様がペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」のご契約申込みに際して、特にご注意ください事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき内容をご確認の上、お申込みくださいますようお願いいたします。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはペット保険普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点や約款を参照される場合は、弊社ホームページをご覧いただくか代理店または弊社あんしんサービスセンターまでお問い合わせ願います。

1 クーリングオフ制度（契約申込みの撤回等について）

弊社ではクーリングオフのお手続きを次のとおり受付けております。

- (1)お手続き期間:「お客様がご契約を申込みされた日」または「締結前交付書面としての重要事項説明書を受領された日」のいずれか遅い日を起算日として8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。
- (2)クーリングオフされる場合は、はがきに次の必要事項をご記入の上、上記期間内(8日以内の消印有効)に必ず郵便にてご通知ください。なお、ご契約を申込みされた代理店では、クーリングオフのお申し出を受付けることはできませんのでご注意ください。

【記入必要事項】

 - ①ご契約をクーリングオフする旨の記載
 - ②ご契約を申込みされた方の住所、氏名(捺印もしくはフルネームサイン)、電話番号
 - ③ご契約を申込みされた年月日
 - ④ご契約を申込みされた保険の内容 a.証券番号 b.ご契約を申込みされたどうぶつの種類および犬・猫の場合は品種
 - ⑤ご契約を申込みされた弊社代理店名

〔送付先〕 〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F
 アニコム損害保険株式会社 業務管理部 事務サービス課 クーリングオフ係 行
- (3)保険料の返還:クーリングオフされた場合は、既にお支払いになった保険料をお客様に返還いたします。また、弊社および弊社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

⚠️ ご注意 クーリングオフのお申し出時点で、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにお申し出された場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

2 ご契約者および被保険者

次のとおりとなりますので、ご確認ください。

ご契約者	ご契約の申込みをする方をいい、保険料を支払う義務のある方をいいます。なお、未成年の方(既婚の方を除きます。)の場合は、あんしんサービスセンターまでお問い合わせ願います。
被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。ご契約時に被保険者について指定がない場合は、ご契約者が被保険者となります。ただし、被保険者を指定された場合には、ご契約者が被保険者に含まれない場合がありますのでご注意ください。保険証券等記載の被保険者(以下、「本人」といいます。)のほか次の方が被保険者となります。 ・本人の配偶者 ・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

3 告知義務等

お客様には、ご契約時に弊社が告知を求めた以下の事項に事実を正確に告げていただく義務があります。告知事項が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがあります。特に以下のような事項については十分にご注意願います。

- (1)ご契約のどうぶつの種類、品種、体重(混血犬(ミックス犬)の場合)、保険契約の始期日時点での満年齢
- (2)ご契約のどうぶつの過去の病気・ケガの履歴および現在の健康状態(健康状態などにより、特定の病気・ケガをお支払いの対象としない条件でお引受できる場合や、契約のお引受ができない場合があります。)
- (3)他のペット保険契約等の有無

⚠️ ご注意 ご契約者の住所などを変更される場合にも弊社にご通知ください。ご通知いただかないと重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

4 責任開始期

保険責任は、保険期間の初日(始期日)の0時に始まります。ただし保険期間が始まった後でも被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常の原因が生じた時が保険料領収前である場合は、保険料の払い込みに関する特約を適用したときを除いて、保険金をお支払いできません。

5 保険金をお支払いできない主な場合

P7の「契約概要のご説明」**2**補償内容／保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

6 月払保険料の払込期日

- 払込期日
 払込期日とは、保険証券等に記載された保険料のお支払いに関する期日をいいます。この期日までに保険料をお支払いください。
 ・初回保険料(2ヶ月分)の払込期日＝保険契約の始期月の末日
 ・第2回目以降の月払保険料の払込期日＝保険契約の始期月の翌月末日であり、以降毎月末日
- 保険料の払込猶予期間
 払込期日からその日の属する月の翌月末日までは、保険料の払込猶予期間となります。この期間内に保険料をお支払いいただければ保険契約自体は有効となりますが、この期間内においては対応病院の窓口で精算はできません。
- 払込猶予期間を過ぎても保険料をお支払いいただけなかった場合には、保険契約は解除され保険金が支払われませんのでご注意ください。

7 解約と返還保険料

ご契約を解約される場合は弊社までお申し出ください。解約の返還保険料は下表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式)返還保険料＝年払保険料×未経過期間に対応する日割
月 払	未経過期間に対応する分の月払保険料は請求いたしません。 ただし、既経過期間に対応する月払保険料のうち払い込みをいただいていない保険料がある場合は、その分の請求をいたします。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が口座振替などによる月払の場合、解約された月の翌月以降も引落としが発生することがありますのでご注意ください。

8 契約の失効

ご契約のどうぶつが死亡した場合は、保険契約は失効となりますので、弊社までお申し出ください。この場合の返還保険料は下表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式)返還保険料＝年払保険料×未経過期間に対応する日割
月 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式)返還保険料＝既払込保険料－(月払保険料×12)×既経過期間に対応する日割

9 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社である弊社の経営が破綻した場合等には、保険金、返還保険料の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、万が一弊社が経営破綻した場合の保険金、返還保険料は原則として80%(経営破綻後3ヶ月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%)補償されます。

弊社へのご意見・苦情等のお問い合わせは **お客様相談センター** **0800-111-1091** 受付時間:平日 9:30～17:30 / 土日・祝日 9:30～15:30
※ご利用のIP電話のご契約状況により、上記「0800」の番号にはつながない場合があります。※サービス向上のため、通話内容を録音させていただく場合があります。
http://www.anicom-sompo.co.jp/

■ 指定紛争解決機関 弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 **そんぽADRセンター 0570-022808** (ナビダイヤル) 受付時間:平日 9:15～17:00
詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

◆ 個人情報の取扱いに関するご案内 ◆

弊社およびアニコムグループ各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、以下(1)から(4)の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、法令により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- (1)本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
 - (2)契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするために、個人情報を他の損害保険会社(少額短期保険業者を含みます。)または、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - (3)弊社とアニコムグループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
 - (4)再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- 弊社およびアニコムグループ各社における個人情報の取扱い、アニコムグループ各社の範囲、アニコムグループ内における個人情報の管理責任者および各種商品やサービスの一覧などについての詳細は、弊社ホームページ (http://www.anicom-sompo.co.jp/) をご覧ください。

～ その他ご注意事項 ～

● 保険金の請求について

保険金の請求に必要な書類は、診療日から30日以内に提出するようお願いいたします。なお、「どうぶつ健保」対応病院において「どうぶつ健康保険証」を提示して診療を受けられた場合は、被保険者等に代わってその対応病院が弊社へ保険金を請求、受領することとなります。

● 保険金をお支払いする時期について

請求に必要な事項が記載されたすべての書類が弊社に到着した日から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超えて特別な調査が必要となる以下の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

● 「保険証券」の発行について

保険契約の締結時の書面として、「ご契約内容のお知らせ」・「どうぶつ健康保険証」をお届けします。また、ご契約者専用ページから「Web保険証券」の閲覧・ダウンロードもできます。 ※保険証券の発行が必要な方は弊社までお申し出ください。

● 保険料控除について

保険料控除の対象にはなっておりませんのでご注意ください。

● 自動継続について

- ご契約には継続契約特約を適用してお引受させていただいておりますので、お申し出がない限り満期後は自動継続となります。
- 自動継続とは、ペット賠償責任特約適用の有無、支払方法(口座情報など)および払込方法(年払・月払)、適用割引、支払割合を前年と同条件で引受させていただくことです。(多頭割引については、継続契約時に改めて契約頭数を確認の上、適用します。)なお、継続基本保険料はどうぶつの年齢が進行すること等により変更(鳥の継続基本保険料のみ一律)となります。また、始期日時点での年齢が満0歳の混血犬(ミックス犬)は、継続契約についてのご案内の前に体重確認をさせていただき、その申告体重に基づき次年度の保険料をご案内します。
- 満期日の翌日が属する月の3ヶ月前の末日までには継続契約についてのご案内をします。その際に支払割合の変更等をご希望される場合や、継続をご希望されない場合は必ずお申し出ください。
 ※自動継続ができない場合や、商品改定により保険料、補償内容などが変更となる場合があります。

● 事故が起こったときの手続き(ペット賠償責任特約を適用したご契約の場合)

ご契約のどうぶつが他人に噛みついたり引っかいたりする等の事故が発生した場合は、すみやかに弊社までご連絡ください。

事故にかかわる相手方との示談交渉は、必ず事前に弊社へご相談の上進めてください。

ご不明な点は、ホームページをご覧いただくか直接弊社までお問い合わせください。

あんしんサービスセンター **0800-888-8256** 受付時間:平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30
※ご利用のIP電話のご契約状況により、左記「0800」の番号にはつながない場合があります。※サービス向上のため、通話内容を録音させていただく場合があります。
 ホームページからもお問い合わせ・ご質問を受付けております。 **http://www.anicom-sompo.co.jp/**